

建設業で働く皆さまに向けて 労働時間の上限規制などに関する説明会を実施しました！

～日立労働基準監督署～

令和5年9月26日



▲労働時間などについて説明する
日立労働基準監督署職員



▲安全対策などについて説明する
日立労働基準監督署職員

働き方改革関連法による労働基準法の改正により、建設業においては、令和6年4月から、時間外労働の上限規制が適用されることとなります。

日立労働基準監督署では建設業で働く皆さまが円滑に法改正に対応できるよう、令和5年9月26日（火）に日立地区産業支援センターにおいて労働時間の上限規制などに関する説明会を実施し、労働時間に関する説明に加え、法改正に対応した36協定の記入方法、建設業における安全対策についての説明も行いました。

日立労働基準監督署では、引き続き、法改正の周知等に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

日立労働基準監督署

労働時間等について：0294-22-5187

安全衛生対策等について：0294-88-3980